

△史料紹介▽

小田家文書維新史料

——「毛利家編輯所」編纂資料について——

小 山 良 昌

小田家文書(山口県文書館蔵)の中に「毛利家編輯所」と印刷された専用野紙、あるいはそれと同類の用紙を使用した編纂資料が一五点所蔵されている。これらは小田家文書目録番号一〇四六〜一〇六二(一〇四七・一〇五七は除く)に該当するものである。

「毛利家編輯所」については、当館専門研究員広田暢久氏が「毛利家編纂事業史」(当館研究紀要第三号)で詳述しているので重複は避けるが、要するに毛利家史編輯所・維新史編輯所の性格を有するものであった。そこ

での編纂資料の多くは毛利家文庫維新関係史料群(「文書館史料目録」第四分冊)に所載されている。

小田家文書中のこれらの編纂資料の大部分は、毛利家文庫の維新関係史料群と明らかに同類のものであり、かつて毛利家編輯所において編纂され、同所に所蔵されていたことは間違いないであろう。一五点のうち五点は同文もしくは抜書、あるいは印刷本として文書館史料目録第四分冊に含まれている。五点を除き、残る一〇点の資料は従来全く未発表の編纂資料である。

これら一五点の資料を時代別に比較検討してみると「虚舟遺稿抜萃 吉川元春伝」のみが例外的に中世末期に属するもので、残る一四点の資料はいづれも幕末期、就中元治元年七月京都蛤御門の変およびそれに付随して起きた事件が中心となっており、意識的にこの時代のものを集めたと推定される。

使用された用紙についてみると、「毛利家編輯所」と印刷された罫紙、あるいはただ単に罫線の入った罫紙(但しこの罫紙も同種のものが毛利家文庫史料には多数使用されており、毛利家編輯所専用罫紙である)および無罫線用紙の単なる和紙に三区分される。

これらの編纂資料が如何なる経緯によって小田家に収蔵されるに至ったものか、現在ではそれを明らかにする手段はない。

次に、小田家文書目録番号に従って、各資料毎に内容を簡単に紹介し、そのうちの代表的資料である「毛利家三屋敷取上之始末」全文を掲載する。

一〇四六 虚舟遺稿抜萃 吉川元春伝

「公爵毛利家編輯所」罫紙 表紙共七枚 漢文体文章 この資料のみ「公爵」の冠語二字の入った「毛利家編輯所」罫紙を使用している。

京禄三年元春の生誕から天正一四年一月五七才で逝去までの元春の事績を記述したもの。虚舟は岩国永興寺・鎌倉円覚寺宗主を勤めた臨济宗高僧今北洪川の雅号

一〇四七 松平肥後守容保上言 先朝宸翰写

「毛利家編輯所」罫紙 表紙共二〇枚

会津藩主松平容保が文久二年閏八月朔日京都守護職に補されるに当っての申上書、および文久三〇四年にかけての孝明天皇の容保宛宸翰写

一〇四八 田中河内介死体漂着一件 多田立德伝

毛利家文庫―74他藩人履歴2「田中河内之介父子遭難多田立德伝」と同文 「毛利家編輯所」罫紙 表紙共一六枚(田中河内介……一〇枚、多田立德伝……六枚)

「田中河内介死体漂着一件」勤王の士田中河内介父子は文久二年四月伏見寺田屋の変後捕われ虐殺されたといえられたが、それを裏付ける小豆島福田村役人の漂着死

体検分・埋葬の記録。明治二年一〇月一六日付朝日新聞抜書

「多田立德伝」 漢文体文章、岳陽増田賞選、古香秋月種樹跋文、頼水石井述誌

一〇五〇 江戸両邸暴奪 藩士幽囚及び解帰

毛利家文庫―65接幕一件22「元治元年江戸藩邸没収一件」の素原稿か、同文の箇所が多い、無罫和紙、表紙共四五枚

元治元年七月、京都蛤御門を攻めて京都での勢力奪還をはかる長州藩に対し、幕府は長州江戸屋敷(桜田邸・竜土邸)を没収して藩士を幽囚した。その時の没収・解放の経緯の記録

一〇五一 元治甲子山崎十七士伝

毛利家文庫―78殉難録稿25「活字本の原稿か、同文「毛利家編輯所」罫紙 表紙共五五枚

蛤御門の変に長州藩と共に挙兵、敗れて山崎天王山に逃れ、七月二一日自刃した真木保臣ら一七名の他藩領勤王志士の事績

「公爵毛利家編輯所」罫紙 表紙共七枚 漢文体文章 この資料のみ「公爵」の冠語二字の入った「毛利家編輯所」罫紙を使用している。

京禄三年元春の生誕から天正一四年一月五七才で逝去までの元春の事績を記述したもの。虚舟は岩国永興寺・鎌倉円覚寺宗主を勤めた臨济宗高僧今北洪川の雅号

一〇四七 松平肥後守容保上言 先朝宸翰写

「毛利家編輯所」罫紙 表紙共二〇枚

会津藩主松平容保が文久二年閏八月朔日京都守護職に補されるに当っての申上書、および文久三〇四年にかけての孝明天皇の容保宛宸翰写

一〇四八 田中河内介死体漂着一件 多田立德伝

毛利家文庫―74他藩人履歴2「田中河内之介父子遭難多田立德伝」と同文 「毛利家編輯所」罫紙 表紙共一六枚(田中河内介……一〇枚、多田立德伝……六枚)

「田中河内介死体漂着一件」勤王の士田中河内介父子は文久二年四月伏見寺田屋の変後捕われ虐殺されたといえられたが、それを裏付ける小豆島福田村役人の漂着死

真木保臣(久留米水天宮神職) 千屋孝健・杉山正夫・能勢成章・安藤強恕(以上土佐藩士) 岸上安臣・

広田執中(以上宇都宮藩士) 小坂雄宗・酒井直則・宮部増正・西島頼秋・加屋時雄(以上熊本藩士) 加藤任重・池尻懋(以上久留米藩士) 中津直義(肥後国人) 松浦寛敏(越後国郷士) 松田安定(筑前藩士)

一〇五二 井上馨ら五氏洋行舞台裏「佐藤貞次郎記述毛利家文庫―75維新記事雑録14「佐藤貞次郎筆記」と同文、「毛利家編輯所」罫紙 表紙共二〇枚

江戸新和泉町、大黒屋榎本六兵衛商店の主管佐藤貞次郎が、長州藩死井上馨、伊藤博文、井上勝、遠藤謹助、山尾庸三以上五氏洋行の相談を受け、彼らを無事渡航させるまでの工作・苦心談。明治廿四年夏記録

一〇五三 永井主水正手記抜書

毛利家文庫―65接幕一件18「永井主水正手記」の抜書「毛利家編輯所」罫紙 表紙共一五枚

毛利家文庫所蔵本頭書の部分「佐久間修理(象山)上書草稿」と同文。象山は我國の軍事力の不備を指摘し、国

力を増強して海防の強化と、開国して国家の体面を保持することの必要性を説いた。永井主水正は元治元年二月から慶応元年五月まで幕府大目付在職

一〇五四 三条公履歴

無記名野紙 表紙共一七枚

三条実美の天保八年誕生から明治一九年一月までの履歴書、および慶応二年から明治一九年までの彼の内閣履歴書の写し。実美の嗣子三条公恭の履歴書写

一〇五五・一〇五六 遠藤太市郎幽囚中手記

一〇五五―和紙五七枚 一〇五六―無記名野紙三三枚

元治元年京都蛤御門の変が起こると、長州江戸屋敷は幕府に没収された。江戸蔵屋敷御留守居役遠藤太市郎(井上・伊藤等と共に洋行した遠藤謹助の実兄)はその当事者として幕府側と直接接渉した。記録は慶応二年の解放前後の幕府との交渉事項が中心である。

一〇五六は一〇五五の抜書

一〇五八 大勢一覽

「毛利家編輯所」野紙 表紙共一三枚

嘉永六年六月アメリカ合衆国船の来航から始まり、万延元年三月大老井伊直弼の遭難などを経、慶応三年一〇月大政奉還に至る間の主な事件を記述したもの

一〇五九 七月廿六日江戸御屋敷被召上候一条

御用聞川崎屋半助香具屋半右衛門と奥平数馬様中間下ノ関入江町原田屋喜左衛門悴菊藏を以御注進之写

無記名野紙 表紙共六枚

元治元年七月江戸屋敷没収の事態に際し、国元(長州)へ注進のため菊藏が長州へ向けて出発した。途中数々の危機をくぐり抜け、無事目的を達するまでの道中記(七月二五日)八月一七日)および密書の写

一〇六〇・一〇六一 故長藩參政村田君碑 合冊

一〇六〇―「毛利家編輯所」野紙 表紙共七六枚

一〇六一―無記名野紙 表紙共五枚

(イ)故長藩參政松齋村田君碑、従二位勲一等伯爵山田顯義撰文一五枚

村田清風三三回忌にあたり、山田顯義が清風の功德をしるんで碑文を選じたもの。漢文体文章

(イ)故内閣顧問贈正二位木戸神道碑 一等編修官川田剛

謹撰―一三枚

明治一〇年五月二六日木戸孝允の逝去にあたり、孝允の治績をもとに勅史館編修川田剛が神道碑を選じたもの。

漢文体文章

(イ)「横浜夷館襲撃事件等をめぐる長藩・土藩間の動

静」―一一枚

横浜夷館を襲撃した長藩について、周布政之助が「容堂(山内)侯ハ尊王攘夷をチャラカシに為さる」と云ったことから、長土両藩の關係が悪化した経緯などが書かれている。

(ニ)「前田孫右衛門勤功」覚―二三枚

覚 前田孫右衛門勤功書 寅正月―三枚

政之助・九郎兵衛宛孫右衛門書状 六月一二日

九枚

東小五郎と談合顛末 六枚

土屋蕭海宛松陰書状 閏月一九日 二枚

麻田生翼書状 一二月晦日 一枚

千秋未定十漢詩 一枚

日下誠漢詩 一枚

(イ)南条城主略系 天保四年一二月五日 四枚

(イ)元治遺文 付三角氏談話 二〇枚

毛利文庫―64京師變動12「元治遺文 付三角氏談話」と同文

徳治院宛一橋中納言(慶喜)書状で内容は元治元年七月長州藩と京都禁裏守護兵との戦争顛末で幕府側の資料である。

三角氏談話は、宮中典藥頭三角有紀の戦争実記

一〇六一は一〇六〇(イ)と同文

一〇六二 史談速記録 佐久間先生談「毛利家江戸三

屋敷取上之始末」

「毛利家編輯所」野紙 表紙共三〇枚

明治二十八年十一月二十二日

史談速記録佐久間先生談話 一

毛利家江戸三屋敷取上之始末

西島剛太郎連記

明治二十八年十一月廿二日

毛利家編輯所ニ於テ左ノ諸君臨席

兼重慎一君

佐利間克三郎君

小島兵衛君

村田峰次郎君

佐久間克三郎君 今日ハ(元治元年七月)江戸三屋敷(没収)始末

の事をお話し致しまするに就きまして、当時私が此江戸屋敷に居合しました概略のお話しをしませぬと其當時(會)に参会した事が能く分り兼ます 併し私ハ充分の記憶ハありませぬが、全体万延元年申三月に文学修業として江戸に下り、文久二年世子公の御供で京都迄参りました、其時分私と国貞廉平の二名が直附番頭を仰付けられて其供を致して参りました、それから後此間に事情報告の爲めに京都に参りましたが其月日が分り兼ます、而して文久三年戊正月 忠正公が御國に御帰りになる時分に、私も

其供をして四年振りに國へ帰りました、それから後文久三年六月に東北諸藩事情探偵として江戸に差上ほさると云ふ事を命せられまして江戸に上つて居りましたから、それで丁度此江戸屋敷之大変に遭遇する事に立至つたものでござります、

それで、私ハ事情探索として江戸に居りますと、其頃ハ東西俱に八釜敷き時節でありまして、此方の長州屋敷へ頼りに水戸其他諸藩からの浪士が入込します、恰も水戸筑波の一件が起りまして(是ハ話が一寸跨るかも知れませぬが)其一件からしまして彼の連中が甲冑を買ひに江戸に出て来まして、帰らうと致しました処が帰路を田沼玄蕃頭から絶れて筑波に帰る事が出来ぬで、無拠長州屋敷に駈込んで来ました、それが凡そ八人斗りと覚へて居りますが、——確な事ハ能く覚へませぬ——それに私共の書生とか、或ハ因州の浪士、水戸の人杯が日常出入をするから、長州屋敷にハ毎日浪士体の者の出這入するので、案外世間から観たならば烈しく見へたに相違無い、実ハ最少し早く京都に行く積りでありましたが、夫

等の事で浪士等の形付が着す、彼是で江戸に居留る様な事になって居りました、処が彼の京都の大變を此方(江戸)の屋根の者が聞きましたと云ふものハ、最早京都の變に就てハ長州人ハ尋常に道中ハ出来まいと云ふ事からして、笠原半九郎、天野(天野)の二名が私と一所に居りましたが、是ハ私よりも早く京師の方に行きたいと云ふ事で、私が因州の留守居へ頼ミまして、因州の家中にしてドウぞ京都迄送付けて呉れる様にと依頼に参りました、其用向の爲に因州の留守居へ依頼に参りました、是が廿一日の朝の事でござります、是迄ハ私共初め邸内の者ハ京都の一件に就てハ何事も知りませぬで、唯国許から大挙して出たと云ふ事を聞て居りましたが、愈々事を挙げたと云ふ事ハ知らずに居りました、因州の留守居の宅に往つて居る中に、天津の米問屋から注進が届きました、今長州人が京都に打入つて、京都ハ焼へる最中だと云ふ報告を因州の留守居の許で聞きました、それから右の旅行の事も重ねて上方の事情も右の様な事でありませぬ片時も急ぐ事でもござりますから、早々屋敷に帰りまして

留守居の遠藤多一郎、奥平数馬杯向き、の役人にそれ／＼報告致しました、

処が其以前に七月十七日の夜に、丸龜藩の浪士土井七助と云ふ人がござりまして、其人が私の処を訪ねまして、先刻坂本竜馬と云ふ人に会ひました処が、お前ハ長州屋敷に心易る者があれば話してやるが宜い、大目付大久保越中守の屋敷に自分が往つた処が、今度長州が大挙して上方で事を挙げたに就てハ、当地(江戸)の始末ハ是々の事にすると云ふハ、三屋敷を取上ぐると云ふ様な模様であるから、心易る人があるならば含迄云ふてやるが宜ると云ふ伝言を以て、其土井七助が参りました、其晩に遠藤の処に参りまして、話し致しまして彼是しました、實ハ直様飛脚を立てねばならぬ筈でござりますけれども、如何にせん役人と書生との間が悪うござりまして、書生の云ふ事ハ一々信用無く、何を云ふて呉るやら分らぬ、最つと確め様と云ふ様な事で大分手間も取りました、漸く七月廿日に御用書を認め国許に飛脚を立てましたが、飛脚ハ途中で取押へられたに相違ありません、

小島兵衛君 さうじゃ、大津でやられて、手紙ハ皆取られて仕舞ふて焼いたさふだ、  
佐久間克三郎君 夫から屋敷内でも略先つ二十六日の事ハ、留守居初め私共に至る迄、坂本の伝言に依りまして、早晚斯う云ふ事があらうと云ふ事ハ承知して居りましたけれども、先つ其日迄ハ何たる事もなかったので、笠原天野の立ちましたのが二十五日で、前申しました水戸の浪士を御末家松平大炊頭に引渡しに往きましたの二十三日の事で、其引渡が済んで二十五日に笠原天野の兩人が立ちまする、私の処に因州の浪士陶山興四郎と云ふ人が居りました、其男と二人して笠原天野を送りまして高輪の万清で別益をやりました、何でも二十五日朝日の出頃でありました、其時同行の因州人ハ現北海道庁長官北垣国道、正金銀行之原六郎杯と云ふ様な人が笠原に同行しましたが、愈々何人であつたか能く覚へませぬが、万清で送つて直様引取れば宜かつたのを、陶山と同行してドウもツイ若氣の至りで品川に行きまして、二十六日の暮々迄居つたと見へまして、屋敷に帰つたのハモウ何

時頃帰つたか覚へぬ程の大酔でありました、処が二十六日の晩凡そ夜半と思ひます頃に、私の僕の藤助と云ふ者がありまして、其者が蚊屋の外から頻りに起します、フト目を覚して見れば屋敷に居らぬ積りが屋敷に帰つて居る、何時帰つたか自分で覚へぬと云ふ位な事でありました、——何事かと様子を聞きます処が、先刻遠藤、奥平様から度々の御使でありますけれども、何分共に御屋敷の外ハ甲冑武者が取囲しまして穩ならぬ次第だから目を覚ませと云ふて頻りに起します、それから起きて略思当る事がありますから、不取敢奥平の処に行きました処が、奥平ハ私が酔ふたのをサン／＼大怒りで、度々人を遣つたのに死人同様に酔ふて居ると云ふハドウかと云ふて怒られました、マアそれハそれとして遠藤ハ水野出雲守から、是々の違があつた、それで遠藤と畑野が出て行つた、処が過日坂本から伝言のあつた事に相違あるまいと思ふが、一体ドウしたものと云ふ相談がありました、(それから今日小島翁を証人に呼んで貰ひましたのハ、当時の実歴家でありますから、御参会を願つたので

あります) 其時分に跡に残りましたのハ小島庄兵衛(是ハ役が御銀子役で)、安摩半造(御用方銀子)、高田源八(是ハ御手元方) 其外銀子方、遠近方等の士分の者だけ奥平の処に寄りまして、色々評議致しました、処で別に名策もござりませぬ、一意御国の有様を氣遣ふのミであります、就てハ私が考へますに江戸屋敷と云ふものハ、申さバ土地居合ひの者の城郭と恃むもので、主人の命令が無くてハ容易に明渡す訳に行くまゝから、何処迄も此方から是を渡すと云ふ事ハ云ハれぬ、さりながら多人数の勢力を以て取囲むと云ふ事になれば、是をドウ斯うしやうと云ふても致方ハ無いけれども、此方の方で屋敷に火を掛けて焼いて仕舞ふ、其他居合ひの者ハ互に斬死と云ふ覚悟の外ハ致方もあるまると云ふ事を申しました、処が外に名策も無い事で、さうするが宜からうと其趣意に早卒の中に極りました、それが廿六日の天明時分でありました、さうすれば御屋敷内に私を初め何程の人が居りやら分りませぬ、で取調べすると云ふても若者が……と云ふ処で、朝の事でござりますから、青年の者ハ

皆撃劍の稽古杯を致して居りました、それから私ハ奥平の処から帰りまして、夫等を止めさせて、若い様な者をそれ／＼の御門二ヶ所に配置致しました、さうして決して門外に甲冑武者が充満して居る事であるから、私が開門せよと云ふ事を云ふ迄ハ開く事ハならぬ、若し外から這入らすると承知せぬぞと、厳しく云ふて若手を門に割付けて置りました、さうして此小島翁ハ金穀の事を世話して居られたものでござりますから、即ち御倉の鍵と云ふ物ハ翁の一手に委任してある事でありますから、同君と同道して往つて倉を開けて貰ひまして、宝庫の前で邸内居合の者を呼寄せました、処がカツ／＼甲冑を着けて、戦争でも仕やうと云ふ者が三拾人有るか無いか位の事で、其他ハ五十以上六十近い老人斗りでありました、それで仕方が無いからして、一々甲冑一重侍大小一腰つゝ渡しまして、刀を引抜いて御倉の柱を切つたりして身を試めして、一人々に渡しました、此様な事が外からみて目立つ様な事でハ見苦いから、御内屋敷に往けと云ふて其処にやりました、其屋敷ハ竜吐の屋敷の北西に当

ります処にありました、其処ハ屋敷内の辺陲の場所であり、其処に皆集めまして甲冑等を着せて居りましたが、ドウも不都合千万の事で、着る事を知らぬ者があり、早や甲冑を持ちながら腰の立ぬ様な老人もあると云ふ様な事で、非常な混雑な事でありました、一応揃へて見まして、それを切抜ける杯と云ふ事ハ不策の事と考へましたけれども、先つそれにして、貴様達ハ其処を動くなど云ふ事を命じて、奥平の小屋に往つて見まして、此小島翁、其外の諸君と色々開議(ハヤ)を致して居ります処に、遠藤の手付の伝吉と云ふ者が御状箱を抱へて、唯今旦那様ハ御帰りでございますが、私ハ水川明神の処から御先きに帰りましたと云ふて、息を切らして奥平の処迄御状箱を持って駆込んで参りました、それから其書面を披いて見ますと、則ち別でも無い三屋敷を取上ぐると云ふ、水野出雲守からの御達でありまして、それから兎に角遠藤の様子を尋ねます処が、水野の御門を御出なさるゝから、甲冑武者が槍刀で始終前後を取固めて居ります、畑野さんハ同様の姿で直様桜田の御屋敷に御出になつたと

云ふ事を此伝吉なる者が云ひました、私が考へますには、是ハそれなりに遠藤を護送した儘で、技身の槍を提げられて這入られてハ困る、ドウも這入りさうな話の模様でありますから、私一人遠藤の家来と云ふ様な扮装で、袴の股立を取つて遠藤を迎えに出ました、如何にも伝吉が申す通りの有様で、丁度六七間向を帰つて来る処で出迎を致しました、さうして遠藤ハそれから門内に引取りを致しまする、又酒井家の留守居が一人参りまして挨拶がござりました、其挨拶と云ふハ別でも無い即ち今度び意外な事になって、定て御迷惑であらうと申すハ、青年の御方も多人数御出になる事であらうが、決して閨老からの御趣意もある事で、今度び当地御引払に就て其趣意の間違ハぬ様に、ドウぞ精々御鎮撫の届く様になされい、私共が斯うして出て雨露に暴されて居りますのハ、是ハ役目が出て居るのでありますから御遠慮に及ぬで、精々若者の鎮撫をせよと云ふ挨拶がありました、さうして送つて来た甲冑武者ハ列を立て、屋敷に這入りませぬで、大に都合が宜うござりました、さうして門を建切つて奥

平の処に帰りまして、色々評議を致しました処が、遠藤が……の閨老の処に出ました処が、燈(ト)引け頃に水野が出座になつて此書面を渡された、就てハ直様水野に畑野と申合して、國許引取りの歎願書を出さうと云ふ事にした処が、酒井其他二三藩の人なり、今日出張の御目付方に委細達してある事であるから、其方に申出て、伺をしよと云ふ事で引取つて来たが、兎に角早急にハ行かぬかも知れぬが、当地に居る者ハ一旦桜田の御屋敷へ引取つて、それから國に帰ると云ふ事にせよ、其外の事ハ御目付に聞く様にと云ふ事を話します、処が奥平の処でハ最早今日となつてハ致方も無いから、屋敷に火を掛けて焼いて仕舞ひ、互に斬合つて縛せらるゝ者ハ縛せられ、逃ぐる者ハ逃ぐると、斬死をする者ハすると云ふ事より仕方が無いと云ふ事になつて、覚悟を致して居るがと云ふ事を遠藤に委しく話しました、

処がそれでハ兎に角ドウぞ帰國が出来る様に歎願して見るが宜ると云ふ事で、酒井の処に歎願書を出した、ドウぞ帰國が出来ます様にと歎願致しました処が、間無く

やつて来てドウも御採用にならぬと云ふて直ぐに返答しました、併しドウも其筋々迄充分手を尽して呉れた様子ハ思ひませぬからして、其後にも再度歎願の書面を出しました処が再度書面の出ました時に、其筋々に向つて充分手続をしたものと見へて、一応桜田に引取つて、さうして願出の方が宜からうと云ふ事でありました、それから私共初め当地(江戸)居合の者ハ國許の情実を知らぬから、國許迄御送り届ると云ふ事であるならば、却つて見苦の作舞をするよりハ、尋常にして屋敷を渡す可きものならば渡して、桜田の屋敷迄一旦引取つた方が宜からうと云ふに極りました、処が右の様に遠藤が閨老の処より帰つて来ぬ前に、私共の方でハ火を掛けて焼く、屋敷長屋も打毀すと云ふ事に、略ほ手続をして居りましたと云ふものハ、茲に一の御話があります、此以前京都から浪士が二十人斗り長州の竜吐の屋敷内に来まして、(當時ハ皆それ〴〵散在して他家の屋敷に往つた人もありました、僅三二人ども残つて居りませぬんだらうが)大變其人達が江戸を残らず焼払ふて仕舞ふと云ふ様な計画で

出掛けて来まして、屋敷内で焼玉杯を掬いましたが、是ハ遂に充分の結果を得ず、それなりにして諸方へ四分五散の体になったものであります、其焼玉があつた故にそれをそれ／＼当り／＼に持って往つて、先づ御殿に這入つて見やうと思ふて這入り掛けた処が、御玄関ハ嚴重に締りがしてありまして、大な錠がオロしてある、御寝所其外の這入口と云ふても同一でありますから、刀の鑰を以てコジ開けて這入込んで、御玄関脇の物見に上つて、外の様子を見る処が氷川明神の辺から、四方皆到処に甲冑武者が取巻いて居りました、それで此方でハ一体様子が能く分りませぬが、其外の様子を火見から見えて、御座敷の真中に今の焼玉を積ミまして、イザと云ふならば火を放ちて焼立つる積りで居つたのでござります、処が彼是する中に其日もズツと目下りの刻限になります処が、酒井家からハ明渡す様にと至つて切迫に頻ニ催促があります、処が此方で見ますれば前申しました如く、引渡す以上ハ右の甲冑大小類を引乱し、搦パンシ、着テラカして見苦るから、皆其様な物をそれ／＼倉の中に入れて始

の事で、大監察其他外向きの役に応接せねばならぬのが、其様な事ハ一切致しません、私に眺掛けて、さうして何か自分でハ頻りに手紙杯を書いて居りますから、何れ番ならぬ様子に見へます、私ハ色々致しまして相談がありますから、遠藤の小屋に往つたり、又奥平の小屋に往つたりして、絶へず彼方に行き此方に行きして居ります処が、最早點燈頃でもありまして、ドウも面白く無い、又遠藤の処に往つて見ました処が、遠藤ハ行水を済せまして、見れば椽側(縁)に手紙が二通書いて、宅通ハ小幡……と云ふ人に宛たもので一通ハ私状でありました、さうして遠藤が私に云ハるゝに、ドウも今日ハ色々心配であつたが、何分とも私ハ身分と云ひ桜田の屋敷に行く訳に行ぬから、此屋敷を安全の場所と定めて覚悟する積りであると云ふ事の相談がありました、それから私が御尤千万であります、今日内屋敷の方に人を出した時分にハ、実ハ私も「此処を去る事一步たりとも我が死所にあらざるなり」と書いて懐中して、私も死ぬる気で居つたのでありますと、其書面を出しまして、今日ハ是々の積り

末をして、引渡す様にしやうと云ふて付属の役人大久保市次郎、吉田七兵衛、山田清太郎杯と云ふ人が、大變骨折りまして形付きましたのが二十六日の彼は夕方の今の三時過の頃でありました、それから遠藤多一郎奥平数馬佐々間克三郎其外付属の者が四五名残りまして、跡ハ皆桜田の御屋敷に引取る事に極りまして、御門内に整列させまして、愈々引渡すと云ふ事に就て、私ハ留守居所の役人と云ふて遠藤に代つて出張の御目付大小監察の人達に門を排いて応接致しました、江戸の屋敷の門シヤツの脇に脇番所と云ふて見張がありました、其処で幕府出張の役人、即ち両監察杯を承しまして応接致しました、それに引續いて酒井家の手で固めまして、屋敷の門から内の方へ整列致しました、至つて乱暴な事も何もなかった、其処で屋敷の者ハ残る者だけ跡に留り、其余ハ悉皆上屋敷に引取りました、さう致して右の残りました連中ハ、それ／＼始末を着けまして、(別に手の着け様もござりませぬ)兎や角取形付けました処が、茲に一の難波が起つたのハ此日の昼時分から、遠藤多一郎と云ふ者が留守居

でありましたけれども、兎に角一旦桜田の屋敷に引取つた以上、折を見てするが宜い、さう云ふ事ハせぬが宜いと云ふ事で斯う云ふ訳になつたのじやから、今となつてやる時分で無いから止められよと止めた、それから奥平と云ふ老人ハ自分の作舞斗りして、ドウする積りでござりましたか、桜田の屋敷に行く積りであつたと云ふものは是には種々奇談もあるが、それらの事ハ別段役にも立ちませぬから、御話ハ致しませぬが、奥平ハ別は役にも立ず、今遠藤が是々であるから番人に往つて下されと、遠藤の番に付けて置きました、殆んど二十六日の晩夜半でござりました、遠藤の処で奥平私と三人冷酒杯を呑ミまして桜田の屋敷に二の立で私共が参つた訳で、其時分の前後の警衛の書面を以て見ますと、嚴重な事であつたと見へますが、皆技身の槍刀と云ふ様な仕方でありました、途中ハ帯刀して居りました、桜田の屋敷に行きますと一人つゝ門の方に寄せまして、七人八人つゝ来て提燈を出して姓名を改め、御大法に依つて腰の物を預らうと云ふて、帯刀を預つて門内に入れ、門内からハ別に手引

があつて、其椀田の、長屋の明小屋の内に居りましたことが凡そ二三日斗りであつたと思ひますが、能く分りませぬ、(是ハ跡で取調べませう)此位の事でござりました、それが先つ一段落でござります、

村田峰次郎君 最早時刻でござりますから、一先つ此所で一段落にして、午後又伺ひませう、

(時二午前十一時半なり)

(午後一時再び着席)

村田峰次郎君 小島さんの御話を伺ひませう、

小島兵衛君 私ハ御銀子役であつて、其節ハ作事の幹事をやって居つた、それから御銀子方銀子をやって居つた、さうして邸内を取締り、且私方の手でハ邸内の事のミならず外向きの事務も執つて居つた、今佐久間君の云ふ通りで、其事にハ格別関係ハ無い、唯米銀上の取締りが専務である、私ハ何も話す事ハ無い、

佐久間克三郎君 奥平の処で話を極めて、若奴ハ討死と云ふ事に極つて、君と一所に御蔵に行つて、具足を持

出してさうして御内屋敷に兵を集めた事を話して下さい、さうすると私の話と相符合して都合が宜るから、御話を願ひたい、

小島兵衛君 それハ佐久間君の話に変わませぬ、(全く君の話に相違ありません)彼の事にハ最後に佐久間君が関係して居られたから能く知つて居らるゝ、私ハ受持の仕事が差ふて居る、即ち私ハ金穀の方が専務でありますから、彼の事にハ酷く関係しない方である、私ハ邸内の役人であつて、其役向きの始末を着けて金銀を皆それそれ手子から小使に至るまで配当して与へた、最早彼様になつてハドウ仕やうと云ふても具足其他の物ハ何共仕方が無い置放してあります、是だけの事であつて、何じゃし私が話す事ハ無い、唯事務の話だけの事でありませぬ、

村田峰次郎君 受取に來た者が、一々物を極めて受取ると云ふ風でありましたか、

佐久間克三郎君 それハありました、監察から御徒士目付が皆立合ふて長持を担出して、

小島兵衛君 其中に公金があつた、私ハ手子中へそれ

給料杯を配当してやつた、其長持と云ふものハ公金から其他大事な物だけをチャンと封して錠をオロして置いた、それを開けて調べました、何もそれだけの事をしただけで役に立ゝぬ、

佐久間克三郎君 併し彼の長持ハ封をして椀田に持つて往つたものと見へる、

小島兵衛君 いや、竜吐で開けて調べた、ドウ云ふ物があるか分らぬと云ふもので検め、さうして椀田に持つて行つた、それから先きバドウじたやら分らぬ、又御蔵の物もそれなりに錠をオロして置いたのを一々開けて調べた、是ハ其時の事に関係した御話でハ無いけれども、元來此麻布の御屋敷にハ御納戸蔵と云ふものがあります、其蔵ハ地中へ一丈位掘つて左右板囲にして穴蔵であります、それに皆千両箱で御納戸金と云ふ物があります、それハ江戸当役の受持でありましたが、それでハ便利が悪くと云ふから御銀子方の引受になつて居つた、其際私が番に當つて居つた、益田弾正殿よりして錠を受取つて居つた、それから其錠を以て開けて、前に千両箱を

出して、(皆小判である)馬関攘夷の時の筒を買ふた、三日か四日か程車で運んだ、今の様な車で無く大八車と云ふて四人掛りでホイシ〜と云ふて持つて行くのである、それが三日四日程続きました、それで江戸市中の者が長州様の御金と云ふ物ハ、ドレだけあるやら分らぬと云ふて驚いた事がある、

それから三屋敷始末の時分の話ハ、唯邸内の取締をしただけの事である、

佐久間克三郎君 深川の彼の米と云ふものハドの位あつたらうか、

小島兵衛君 能く覚へぬ、

佐久間克三郎君 邸内に居りながら、其米が何処から來たか分らぬ、

小島兵衛君 あれハ紀ノ国屋と云ふ米屋から送りよつた、

村田峰次郎君 木挽町の御屋敷と云ふ物ハ、其時分ハ

モウありまぬか、

小島兵衛君 其時ハ無い子、唯葛飾の御屋敷が残つ

て居った、  
佐久間克三郎君 最も三屋敷と云ったのハ何か知らんが葛飾も入って居ります、若林杯ハ其外であらう、それで三屋敷と云ふハ下屋敷・上屋敷と云ふて桜田と竜吐にあるから、それをやる積りで、葛飾の事ハ後無抛者が出たものであらうと思ひます、元長州ハ新し橋に御中屋敷があつたものであります、

小島兵衛君 葛飾ハ英雲公の設けられたもので、元來遊歩場であるだけで何も無い、

村田峰次郎君 其時分竜吐の御屋敷で、何も乎も済む様になつて居つたものでありますネー、

小島兵衛君 ソウく、何も乎も済む様になつて居つた、桜田の屋敷ハ番人が居る位の事で、大な邸内がマルで明て居つたものであります、其他ハ佐久間君の御話の通りで、私の話す点ハ少い、

村田峰次郎君 其後に因州に連れて行かれた者ハドウ云ふ者でありますか、役向の者でありますか、

小島兵衛君 皆役向きの者であります、作事方とか何

う、

小島兵衛君 それハさうでありませう、

佐久間克三郎君 さりながら担桶ニナイケを以て来た其書付を見ると、「長州人御用所元陸軍省」と書いてあります、士分の者ハ一汁三菜、足輕以下ハ一汁二菜位でありましたらう、私が遣入つて丁度足掛け三年間、始終小豆粥をやつて居つたから事なく済んだ、

村田峰次郎君 特別の扱でありますネー、

佐久間克三郎君 牢と云ふ称ハ無い、彼処ハ幕府の事ハ嚴重であります、

小島兵衛君 其実ハドウかと云ふと牢であります、外へ出る事杯ハドウしても出来ず、それから病気が起つて脚氣杯が流行るから願つて、後にハ囲内だけハ運動が出来る様に許されて大に助つた、

村田峰次郎君 人数ハ何人でありますか、

小島兵衛君 百六十人でありました、死んだ者が四拾六人で、其頃モウ一人死ねバ赤穂の四十七士になると云つた事がある、其頃で見れば今の様な事でハ無く酷る事

とか云ふ様な者である、

佐久間克三郎君 麻布の市兵衛町を下つて虎の門を這入つて、あれから今の議事堂の処に出た、さうして貴族院議長官舎と衆議院議長官舎との彼の間に道路があつた、彼処に遣入つて向へズツと往つたものであります、  
村田峰次郎君 桜田の屋敷に何日程居つたのでありますか、

佐久間克三郎君 四日か五日であつたと思ふて居りますが、能く調べませう、それから遣入つて居つた処ハ御手廻頭の小屋と思ふて居ります、

村田峰次郎君 幽囚の場所ハ何処でありますか、

佐久間克三郎君 彼ノ徳大寺さんの御屋敷になつて居る処であります、旗下のアガリ屋敷で、市谷因幡守と云ふ者の屋敷であります、

村田峰次郎君 別に牢と云ふ訳でも無い……………、

小島兵衛君 矢張牢である、杉の丸太を以て疊ツミ、転コロし丸太の寝台でありました、

村田峰次郎君 向でハ大分宜ぬ扱の積りでありませ

でありました、私ハ永らく江戸に来て居つたから行李を三ツ程持つて居りましたが、其中で善る物ハ皆割んで仕舞ふた、漸く一ツだけ遣入りましたけれども、皆一所に居る者が衣物が無いから、それく分けてやりました、それで七月から十一月迄「キピラ」の白袴で居りました、

佐久間克三郎君 差入杯と云ふ事ハ近來の事で、其頃ハさういふ事もなく不自由な事でありました、

村田峰次郎君 夏蚊の居る時分、蚊帳杯ハドウでありますか、

小島兵衛君 其様な物も何も無い、

佐久間克三郎君 夏ハ宜るが冬ハ困る、杉の丸太を横にして其上に杉の床と云ふもの(マツ)である、囲ハ一寸板をトンく打付けて格子になつて居る、それで空気の流通ハなかく宜い、さうして五尺か七尺位を置いて外郭が杉の丸太で拵いてある、それでドウも寒る、処か例の塵紙を入れるから、飯粒で頭の上だけを張つて眠ると云ふ有様である、

小島兵衛君　士分だけハ八畳に八人入れてあります、跡の者ハ一所に這入つて居つた、夏時になると用場の臭気と云ふものが酷かった、それで私共ハ始終首を切られたと云ふ積りで居つた、それで立つて行つたものであります、併し誰と云つても親妻子を思ぬ者ハ無いが、高田と云ふ者ハ非常な心経家で、朝から晩迄飯も喰ず親がドウじゃらうか、いや妻子が斯うじゃらうとか云ふて居る、それで私が此際に立至つて、さう君の様に若やうだ処が仕方が無いでハ無いかと云ふて見るけれども、さういふ性質の人でありますから仕方が無い、

村田峰次郎君　屋敷を渡して、此方で毀した事ハ無いのでありますネー、

佐久間克三郎君　其様な事ハ無い、大監察と御目付が来て居つた、それから御徒士目付が三人来て居つた、それが這入つて居つたものであります、

村田峰次郎君　桜田から御囲所に入れると云ふ事になると、桜田の番をして居つた者も一所に連れて行つたものでありますネー、

佐久間克三郎君　左様竜吐の方ハ人数も多いので、北国大名の庄内を出し、桜田ハ上杉家に引渡す様にと云ふもので、上杉を受取に出したものであります、

村田峰次郎君　それから屋敷を毀したのでありますか、

佐久間克三郎君　それハドウしたやら私共ハ分らぬ、

村田峰次郎君　皆毀したらしうござります、

佐久間克三郎君　皆毀しましたさうであります、火方呼んで壞すになつて、中々容易に壞れず困つたと云ふ話がありました、

村田峰次郎君　午前の続を承りませう、

佐久間克三郎君　是非今日で無くても宜んでハありません、少し風邪で声を痛めた様で、——モウ今日御した処だけ小島君の御臨席を願へばそれで宜ぬ、他ハモウ御苦労を掛くる事ハあるまと思ひます、

小島兵衛君　左様モウ私が罷出ぬでも宜る、

佐久間克三郎君　それでハ今日ハ是迄と致しませう、

跡ハ又他日御話し致して宜うござります、